

高圧ガス保安法における 新たな認定制度の詳細設計について③

2023年3月24日

高圧ガス保安室

- 1. 主な審議事項と施行に向けたスケジュール**
2. 新たな認定制度の特例
3. 新たな認定制度の審査体制
4. A認定事業者向けの特例措置

1-1. 主な審議事項と施行に向けたスケジュール

- 今回は、これまで2回の高圧ガス小委員会における審議事項の深堀り等を行う。
- 今後、制度の円滑な施行に向けて、事業者・自治体向けの説明会を開催予定。

今回の主な審議事項

制度総論	制度コンセプト・対応方針
	ターゲット
認定要件	要件の全体像
	要件1：経営トップのコミットメント
	要件2：高度なリスク管理体制
	要件3：テクノロジーの活用
	要件4：サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応
認定特例	規制の特例措置
	A認定事業者向け特例措置
認定審査	審査体制
	認定更新期間

施行に向けたスケジュール（想定）

- ◇ 2022年 12月15日 高圧ガス小委員会①
- ◇ 2023年 2月24日 高圧ガス小委員会②
- ◇ 3月24日 高圧ガス小委員会③
主な審議項目：小委員会②の審議事項の深堀り
- ◇ 5月頃 事業者・自治体向け説明会①
制度全体について
- ◇ 6月頃 政令・省令等の公布
- ◇ 10月頃 事業者・自治体向け説明会②
申請方法等について



◇ 2023年12月頃 施行

1. 主な審議事項と施行に向けたスケジュール
- 2. 新たな認定制度の特例**
3. 新たな認定制度の審査体制
4. A認定事業者向けの特例措置

2-1. 新たな認定制度の特例（軽微な変更工事の範囲の拡大について）

- 産構審分科会報告書※において、「軽微変更についてはその対象範囲を拡大した上で記録保存義務とする」方針が示されている。
※産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 報告書（令和3年12月）P.18
- 新たな認定制度における認定事業者が行う軽微な変更工事の範囲は、事後届出の対象となる変更工事よりも危険性の低い工事を対象とする。今般、具体的に軽微な変更工事の対象に追加する工事としては、現行制度において許可の対象となっている工事のうち、現行の軽微な変更工事と同程度の危険性の部品の取替え工事や、高圧ガス設備の強度に影響のない変更工事等を想定。
- なお、新制度の円滑な運用を確保する観点から、軽微な変更工事の範囲については、詳細な解釈を通達等において可能な限り明らかにすることを予定。

軽微な変更工事の対象に追加する工事

（現行認定事業者（通常・スーパー）・新認定事業者（A・B）共通）

- ①多管円筒形熱交換器以外（エアフィンクーラーを含む）の熱交換器のチューブの取替え
現行制度：特定設備に係る部品の取替えのうち、多管円筒形熱交換器のチューブの取替えが軽微な変更工事とされている
- ②フランジ継手以外の継手の変更
現行制度：認定事業者については、配管・バルブ・フランジ継手の単体又は組み合わせへの変更（処理能力及び設置位置の変更を伴わないもの）が、スーパー認定事業者については、これに加えて、附属機器類（特定設備を除く）も含んだ変更（処理能力の変更を伴わないもの）が、軽微な変更工事とされている（コンビ則14条1項7号二、8号口等）
- ③配管・バルブ・継手の変更に伴う配管の撤去工事

【参考】新たな認定制度の特例（製造施設の位置・設備等の変更の許可・届出等）

- 製造施設の位置・設備等の変更の許可・届出等と完成検査の要否の関係は、以下の整理としてはどうか。
- なお、完成検査の検査記録は、現状届出義務となっているところ、新たな認定制度においては記録保存義務となるため、完成検査終了後、速やかに運転を開始することができる。

製造施設の位置・設備等の変更の許可・届出等と完成検査の要否の関係

現行の認定制度

新たな認定制度

変更の工事			
軽微な変更 以外の変更	特定変更工事※1	許可	完成検査 必要 (事後届出)
	特定変更工事 以外の工事		完成検査 不要
軽微な変更※2		事後届出	完成検査 不要
製造の方法の変更・ガス種の変更			
軽微な変更 以外の変更		許可	完成検査 不要



変更の工事			
重要な変更	特定変更工事※1	許可	完成検査 必要 (記録保存)
その他の 変更	特定変更工事 以外の工事	事後届出	完成検査 不要
軽微な変更※2		記録保存	完成検査 不要
製造の方法の変更・ガス種の変更※3			
重要な変更	✓ガス種の変更※3 ✓常用圧力・常用温度の変更 (設計条件を超える変更を伴うもの)	許可	完成検査 不要
その他の 変更	✓常用圧力・常用温度の変更 (設計条件内での変更を伴うもの)	事後届出	完成検査 不要
軽微な変更	✓常用圧力・常用温度の変更を伴わ ない製造の方法の変更	記録保存	完成検査 不要

※1 高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の位置、構造若しくは設備の変更の工事（高圧ガス保安法第20条第3項）

※2 軽微な変更の工事の範囲については、今後、必要に応じて見直すことを想定。

※3 ガス種の変更は製造のための施設等の変更の特例の対象外（改正高圧ガス保安法第39条の21第1項参照）。

1. 主な審議事項と施行に向けたスケジュール
2. 新たな認定制度の特例
- 3. 新たな認定制度の審査体制**
4. A認定事業者向けの特例措置

3-1. 新たな認定制度の審査体制（高圧ガス小委員会での御指摘を踏まえた更新時の基準の変更点）

2月24日の事務局案における新たな認定制度の更新時に現地調査・審査会審査を実施する場合の基準の整理

- 新たな認定制度においては、国による書面審査・ヒアリングにより認定の更新を認める制度を新たに導入する。
- 2月24日の事務局案では、労働災害は「死亡又は休業4日以上の労働災害※が発生している事業所」とすることを提示。
※ 従業員・協力会社の社員について、認定事業所のプラント内（高圧ガス製造施設以外も含む）で発生した労働災害を対象とする。

高圧ガス小委における御指摘事項

- ① 休業4日以上^{の労働災害}には、高齢者の腰痛、躓き、転倒等も含まれており、こうした労災まで考慮すると、高圧ガス製造施設の保安の維持・確保という制度趣旨から乖離が生じる。
- ② 「休業4日以上の労働災害」の発生という基準は、範囲が広すぎる。代替案として、重大労働災害の発生、としてはどうか。
- ③ 休業4日以上^{の労働災害}は「プラント内（高圧ガス製造施設以外も含む）」で発生したものを対象としており、高圧ガス製造設備以外の労働災害も考慮している点で厳しい基準。重大事故を防止する観点から、災害等級・障害等級・強度率等の、より実態に即した基準の導入を検討いただきたい。

2月24日の事務局案の考え方

- ① 新たな認定制度においては、合理的かつ迅速な認定審査へ移行しつつ、安全確保を大前提に、認定審査を厳正に行う必要がある。
- ② 更新時の基準は、現地調査・審査会審査を省略する場合の基準であり、認定更新が認められなくなるものではない。
- ③ 分科会報告書において、認定更新時には、新規認定以降の事故の発生状況や法令違反（労安法等を含む）の有無等を踏まえることとしており、労安法も考慮対象の一つとしている。

御指摘を踏まえた修正案

- 労働安全衛生法において、休業4日以上の労働災害は、遅滞ない報告が求められている※¹ほか、ボイラー等の開放検査周期に係る認定制度の認定要件においても考慮※²されている。また、更新時に現地調査・審査会審査が省略されるのは、特に優れた保安体制を備えた事業所のみを対象とすることが適切であるところ、事業所全体の保安力を適切に評価する観点からは、高圧ガス製造施設以外で発生した労働災害も対象とすることが適切。
- なお、高圧ガス小委員会での御指摘を踏まえて、交通事故や腰痛、躓き等の事業所の安全管理と関係が希薄なものは除外することとしてはどうか。

※1 労働安全衛生法第100条第1項、労働安全衛生規則第97条第1項
※2 「ボイラー等の開放検査周期に係る認定制度について」

【参考】論点③ 更新時に現地調査・審査会審査を実施する場合の基準

- 新たな認定制度においては、国による書面審査・ヒアリングにより認定の更新を認める制度を新たに導入する。
- その際、5年間（A認定の場合は7年間）の認定期間内に、以下①～③の基準のいずれかに該当することとなった場合は、安全の確保及び向上の観点から問題がないと認められないと判断し、現地調査及び審査会審査を行う。

更新時に現地調査・審査会審査を実施する場合の基準（案）

①事故や労働災害の有無

- ✓ B2級※1以上の事故が発生している事業所
- ✓ 死亡又は休業4日以上労働災害※2が発生している事業所

※1 同一事業所において、A級事故、B級事故又はC1級事故が発生した日から1年を経過しない間に発生したC1級事故（高圧ガスに係る事故に限る。）（「高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領」3(2)）

※2 従業員・協力会社の社員について、認定事業所のプラント内（高圧ガス製造施設以外も含む）で発生した労働災害を対象とする。

②法令違反の有無

- ✓ 高圧ガス保安法の法令違反が2回※3以上発生している事業所
（ただし以下の法令違反については1回）

- ① 死亡事故が発生したもの
- ② 100件を超えるような多数の法令違反を伴うもの
- ③ 国の行政処分が行われているもの
- ④ 国の行政文書による注意等が行われているもの

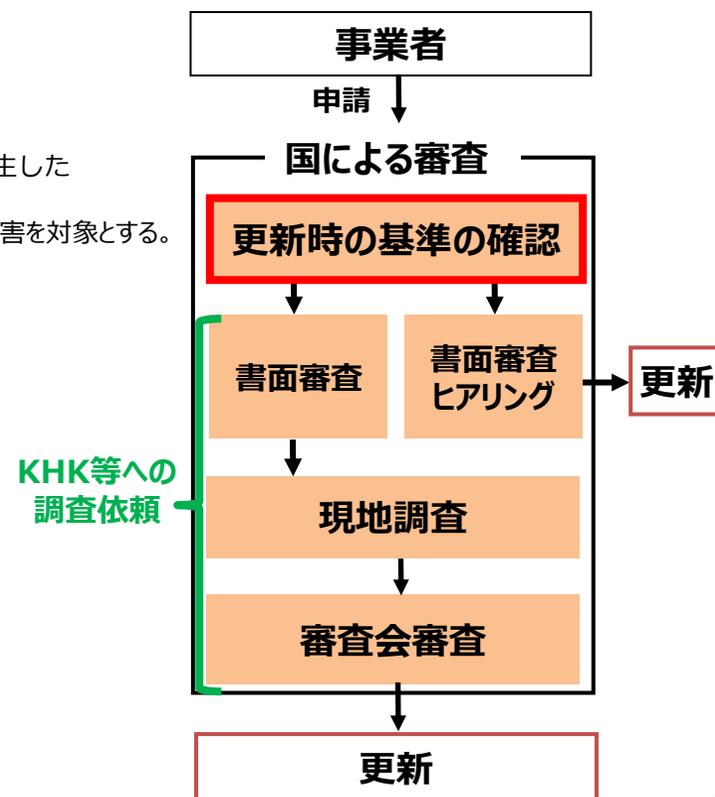
※3 原則として、事業者からの報告数をカウントする。

③大幅な設備変更の有無

- ✓ 認定の対象に新たに高圧ガス製造施設を追加する事業所※4

※4 既存の認定施設において設備の変更工事が行われた場合、ガス種の変更等が行われた場合は含まない。

【更新申請時の国の審査フロー】



3-2. 新たな認定制度の審査体制（審査基準の作成・公開）

- 認定審査の透明性を確保する観点から、すべての認定要件について、認定審査時の評価の視点と確認する書類の例を明らかにした審査基準を作成し公開する。
- 審査基準は、今後、関係者の意見を参考に、国が作成する。

審査基準のイメージ

認定の基準	確認する書類	評価の視点
<ul style="list-style-type: none"> ● 法人の代表者によって、保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が各事業所等の全ての就業者に理解され、実施され、かつ、維持されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 経営理念が記載されたもの ✓ 基本方針が記載されたもの ✓ 社員ヘイントラネット、カード等により配信・配布している又は社内掲示しているもの ✓ 保安に係る諸施策についての、経営層と現場従業員との対話やアンケート等の実績 	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人の代表者によって、経営理念、基本方針が系統立って作成されており、本社の姿勢、保安活動への経営者のコミットメントが示されている。 ● 全ての就業者が経営理念等を理解できるような取り組みを行っている。
<ul style="list-style-type: none"> ● 役員を長とする保安対策本部等が設置されており、保安管理の基本方針の決定、各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 本部等の設置規程等 ✓ 保安管理の基本方針の決定及び各事業所ごとの保安管理実績の検討等が分かるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保安対策本部等が設置されており、組織、メンバー構成、設置目的等を示す規程・基準類が整備されている。 ● 取締役（指名委員会等設置会社においては執行役）が長となっている。 ● 保安対策本部等において、保安活動を定期的に計画し、その実績を評価している。
<ul style="list-style-type: none"> ● 保安管理部門が設置されており、生産計画、設備管理計画等に当該部門の意見が十分に反映されることが、明確に定められ、文書化され、かつ、意見が十分反映されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 職務分掌規程等 ✓ 安全環境計画、生産計画及び設備管理計画等に保安管理部門の意見が反映されていることを示す会議議事録 ✓ 保安管理部門から社内外の保安関連情報（重大事故情報を含む）を展開し、それを踏まえて対応を行ったことを示すもの 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保安管理部門が設置されている。 ● 安全環境計画、生産計画及び設備管理計画に保安管理部門の意見が反映されている。

3-3. 新たな認定制度の審査体制（新たな認定制度における審査期間の目安）

- 新たな認定制度における認定審査は **4半期単位で実施**することを予定。
 - **申請が経済産業省に到達してから国が当該申請に対する処分をするまでに要する期間は4か月程度**（認定更新時に現地調査・審査会審査を行わない場合は**3か月程度**）を想定※。
- ※申請者が国の審査に協力した場合の目安期間。なお、申請書類に重大な漏れがあった場合など、事業者側の要因により審査が長引く可能性あり。

新規※1の場合

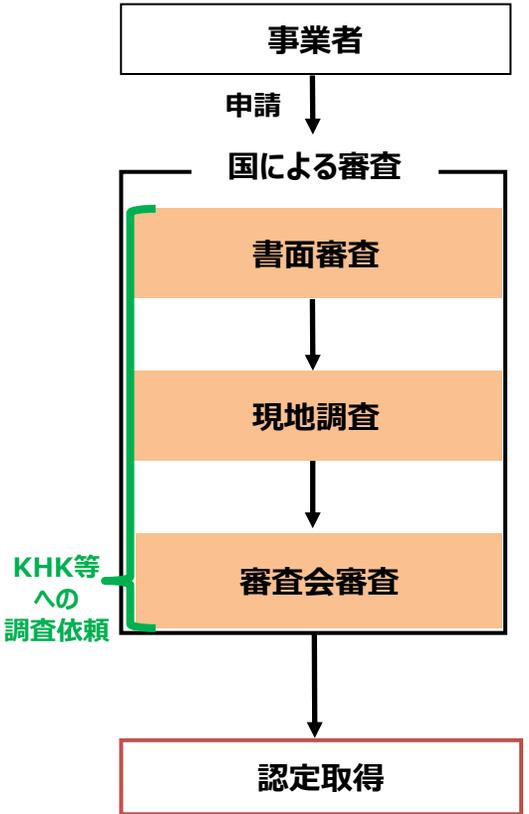
スケジュールのイメージ
 (8月頃～11月頃に認定更新期限を迎える事業者を想定)

4月中旬
申請書の提出

5月中旬～6月中旬
現地調査

7月中旬
審査会審査

8月上旬
大臣認定証の交付



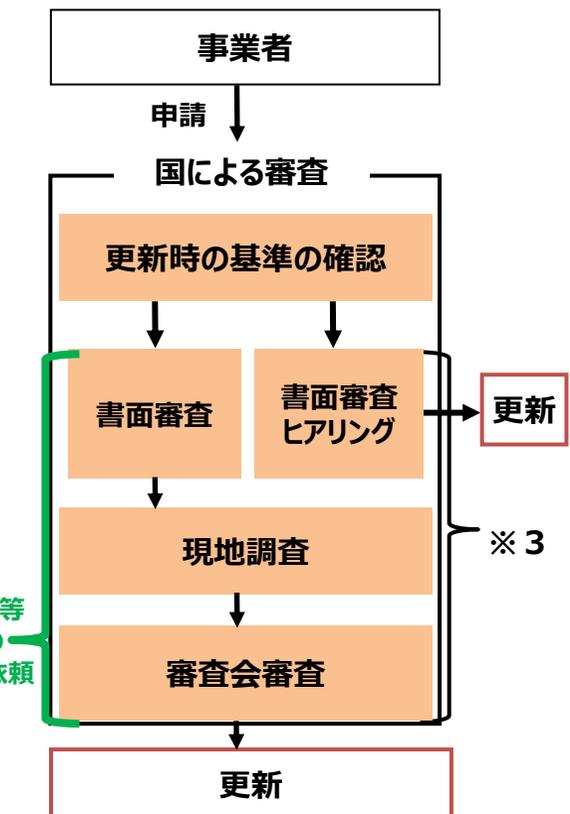
更新の場合※2 (現地調査・審査会審査が省略される場合)

スケジュールのイメージ
 (7月頃～10月頃に認定更新期限を迎える事業者を想定)

4月中旬
申請書の提出

5月中旬～6月中旬
国のヒアリング

7月上旬
大臣認定証の交付



※1 新規でA・B認定を受ける場合（ただし、現行認定を受けている者の新制度認定審査では、特に変更点を重点的に審査）
 ※2 更新時に現地調査・審査会審査を実施する場合は、新規の場合と同様のスケジュールを想定。
 ※3 特に変更点を重点的に審査

1. 主な審議事項と施行に向けたスケジュール
2. 新たな認定制度の特例
3. 新たな認定制度の審査体制
4. **A認定事業者向けの特例措置**

4-1. A認定事業者向け特例措置（今後の進め方）

- これまで2回の高圧ガス小委員会の審議において、民間規格評価機関は**技術評価委員会**（技術的な側面の評価を行う）及び**民間規格評価委員会**（規格の制改定プロセスの公平性、客観性及び透明性等を含めた全体的な評価を行う）を設置するなど、民間規格等の妥当性確認のための十分かつ確実な評価体制を構築する方針が了承された。
- 上記内容を含む**民間規格評価機関の要件案（別紙）**について、御確認いただきたい。
- 今後、高圧ガス小委員会において、候補となる機関が評価機関の要件を満たしていることを確認した上で国が承認を行うほか、年に1度（3月頃）、民間規格評価機関の活動内容を確認する。
- なお、現行のスーパー認定事業者についても、民間規格評価機関が妥当性を確認した規格を活用することができる。

今後のスケジュールイメージ

